あった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出が

令和三年五月十三日

委員長 国 吉 一 夫神奈川県選挙管理委員会

本の冨出を	資金管理団
公哉の重領	
資金管理団本の	
主たる事务折の祈	

表者)の氏した者(代を 4 耶の利業 資金管理区位 主たる事務所の所在地 指定年月日

嶋 凌汰 川崎市議会 嶋りょうたサポ 神奈川県川崎市幸区戸手本町二―三

礼 子 会議員神奈川県議 つなぐ会脇れい子と手を 奥田ビル二〇三 神奈川県藤沢市鵠沼東四―六 藤沢 三、 三、一九

脇

藤村

晃子

横浜市長

藤村晃子後援会

九四四—一三—六〇五神奈川県横浜市神奈川区松見町四—

 $\equiv$ 

三、

九

議員

ータークラブ

九一一九 リブリ・土岐ヒルズ一〇

三、

三、一六